

# 母子保護法に就て

財団法人中央社會事業協會主事

高

島

巖

## (二) 扶助機關

本法は、もごもご、國家の事務であるが、その執行に當つては、職務上その他の關係から、常に扶助を受ける母子に接近し、その事情を承知してゐる點で最も適當であると思はれる夫々の地方の市町村長に委任することが、最も便利であるといふ點から、これがための特別の機關を設くることなく、市町村長を執行機關としてゐるのである。但、救護法が、原則として、被救護者の居住地の市町村長、例外的に現在地の市町村長をもつて救護機關としてゐるのに對して、本法の扶助機關は、現在地を考慮せず、居住地の市町村長の方に、扶助事務の執行を委任してゐるのである。これは、本法が母親をしてその子をその膝下に於て養育せしめんことをする趣旨をもち、従つて一定の住居をもたない母親には、本法が望む如き子女の養育を期待することが出来ないことを認められた結果に依るものである。但、居住地に於ける居住期間の長短は、問はないことになつてゐるので、一旦居住が定まれば、直に扶助を開始することを得るのであつて、この規定の存するために、支障は起らない筈である。

扶助の執行機關は以上の通りであるが、元來市町村長の事務は、その専門事務の外に、國又は公共團體よりの委託事務が極めて多いため、本法に規定する如き、要扶助者の生活情態を詳査して扶助を決定し、その後になつても、常にその視察指導に任ずるが如き事務については、市町村長の事務を補佐すべき適當なる機關を必要とすべきは、云ふまでもない。本

法は、これがため、特定のものを設けることなく、方面委員令に依る方面委員をもつて、これに充てることに定めたのである。これは、方面委員が、その職責上常に要扶助者に接近して居り、且つ、他の立法關係、特に救護法等の運用にも参劃してゐる關係から、適當に認められたからである。

### (三) 扶助の種類及方法

母子保護法に依る扶助の種類は、

イ、生活扶助

ロ、養育扶助

ハ、生業扶助

ニ、醫療

の四種類である。

救護法、軍事扶助法に比較して、本法に、養育扶助の加つてゐることは、本法の目的が、子の養育に、その大きな役割をもつ點から當然なことで、助産を除いてゐるのは、扶助を受くるものが、原則として夫のない、又はなきに等しいものである關係上、事例もなく、且つ、この場合には、救護法に依つて救護し得るを考へたからである。

然して、これの扶助は、原則として母の居宅に於て行はれる。居宅扶助を原則としたのは、本法の主要目的たる子女養育は居宅以外に於ては達し難いを認めためたため、唯醫療のための入院等の場合は、特に例外的に居宅以外に於ても扶助をなすことが認められてゐるのである。

イ、生活扶助

生活扶助は、母が生活して行く上に必要な最低限度の資料を補給せしめるものであつて、その補給は、金銭又は物品をもつてすることになつてゐる。尙、この場合、多少でも収入のある場合、その他扶養義務者等より給與を受ける場合は、限度額からその収入額を控除した不足分についてのみ給與することになつてゐる。金銭をもつて給與するか物品をもつて給與するかは、市町村長に於て、これを決定する。

尙、この生活扶助の限度は、救護法との關係を考慮して、一人一日二十五錢以内に於て地方長官がこれを定めることになつて居り、六大都市の如き大都市なきに於て、この限度にては實情に適しない場合は、地方長官は主務大臣の認可を受けて、右限度を超過して、その限度を定め得ることとなつてゐる。

#### ロ、養育扶助

養育扶助は、子を養育するに必要な費用、即ち、子の生活費、教育費等、その日常生活上の費用一切を補給するものであつて、補給の方法は、前段同様、金銭又は物品をもつてすることになつてゐる。

救護法に於ては、子の養育に必要な費用もこれを生活扶助として定めてゐるが、本法に於ては、立法の趣旨に則り、母の子女養育さいふ點に重點を置いて、特に養育扶助の種類を設けたのである。

養育扶助の限度も一人一日二十五錢以内に於て地方長官に於て定められることになつてゐる。超過して定むる限度に関する規定も生活扶助の場合と同じである。但し、生活扶助及び養育扶助を合して一世帯に付一日一圓を越ゆることは出来ないことになつてゐる。

#### ハ、生業扶助

生業扶助は、母に、その家計を助くべき生業を得しめるために行ふ扶助であつて、その方法は、母の生業に必要な資

金、器具、資料の給與又は貸與をなさんとするものであり、その範圍も、要扶助者をして自營の途を講ぜしめるに必要な、最少限度に止めることになつてゐる。

尙、本法に於ける生業扶助が、救護法に於けるそれと多少異つてゐる點は、前記母の生業に必要な資金、器具、資料の給與又は貸與をなす他に、生業に必要な技能を授くることに依り、これを行ふ點である。

かくの如く定めたる理由は、救護法の對象が、六十五歳以上の老衰、十三歳以下の幼者、妊産婦、不具廢疾、疾病其の他精神又は身體の障礙に因り勞務を行ふに故障ある者にして貧困の爲生活するこゝ能はざるものであるのに比べて、本法に依る扶助對象は、勞働能力があつても幼者をかゝへてゐるために、その子の養育に追はれて生活不能に陥るゝか、その子の養育が不充分であること云つたものである關係上、かくの如く定めたるものと思はれる。

然して、生業扶助のために支出する費用の限度は、一人に付三十圓以内に於て地方長官がこれを定め、特別の事情ある場合は、地方長官は主務大臣の認可を受けて、右限度を超過して定むるを得ることは、前段生業、養育兩扶助の場合と同じである。

## 二、醫 療

醫療は、母又は子が、疾病、傷痍にかゝつた場合、これを救療せんがための扶助であつて、原則として、市町村長の指定する醫師、藥劑師をして、診斷、處置、投藥をなさしめるのである。

醫療に要する費用の限度は主務大臣の認可を受けて地方長官に於てこれを定めることになつてゐる。

尙、急迫なる場合等、地方長官の指定する醫師、藥劑師にかゝり得ない場合は、例外として適當の處置を講じ得る道は拓かれてゐるが、この場合の費用は實費をもつて支出し得ることになつてゐる。

扶助を受くる母又は子が死亡した場合、残された母又は子が、その埋葬に要する費用をもたないことは通例であるか

ら、この場合は、親族其の他埋葬を行ふ義務のあるものもこれをなし得ない時は、市町村長は、扶助の延長として、埋葬費を支給し得ることになつてゐる。然して埋葬を行ふものゝない時は、市町村長がこれを行ふことに定められてある。

埋葬のため支出する費用の限度は、拾圓以内となつて居り、特別必要ある場合は、主務大臣の認可を受けて、地方長官に於て、例外的に其の限度を超過して支出し得る途の定められてゐることは、前各種の扶助の場合と同様である。

#### 四、結言

以上をもつて、母子保護法の成立ら及び内容のうち、扶助対象、扶助機關、扶助の種類及び方法の概要を述べ終つたのであるが、結局法は死物であり、本法制定の趣旨の達成は、これの運用の如何に依ることは云ふまでもない。然して、これが運用を最も有効適切ならしめるためには、先づ、本法制定の趣旨並にその内容が一般社會に理解せられることである。このことのために、本小稿が、多少でも役立つことを得るならば、望外の幸ひである。

最後に、母子保護法全文を掲載して参考とする。

#### 母子保護法(昭和十二年三月三十一日 公布法律第十九號)

第一條 十三歳以下ノ子ヲ擁スル母貧困ノ爲生活スルコト能ハズ又ハ其ノ子ヲ養育スルコト能ハザルトキハ本法ニ依リ之ヲ扶助ス但シ母ニ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ)アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

母ニ配偶者アル場合ト雖モ其ノ者が左ノ各號ノ一二該當スルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ母ハ配偶者ナキモノト看做ス

一 精神又ハ身體ノ障碍ニ因リ勞務ヲ行フコト能ハザルトキ

二 行方不明ナルトキ

三 法令ニ因リ拘禁セラレタルトキ

四 母子ヲ遺棄シタルトキ

第二條 本法ノ適用ニ付テハ十三歳以下ノ孫ヲ擁スル祖母ニシテ命令ノ定ムルモノハ十三歳以下ノ子ヲ擁スル母ト看做シ其ノ孫ハ其ノ子ト看做ス

第三條 第一條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クベキ場合ト雖モ母ガ性行其ノ他ノ事由ニ因リ子ヲ養育スルニ適セザルトキハ之ヲ扶助セズ

第四條 第一條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クベキ場合ト雖モ母ノ扶養義務者及其ノ子ノ扶養義務者共ニ扶養ヲ爲スコトヲ得ルトキハ之ヲ扶助セズ但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 扶助ハ母ノ居住地ノ市町村長之ヲ行フ方面委員令ニ依ル方面委員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ扶助事務ニ關シ市町村長ヲ補助ス

第六條 扶助ノ種類ハ生活扶助養育扶助生業扶助及醫療トス

扶助ハ母ノ生活及子ノ養育ニ必要ナル限度ニ之ヲ行フ扶助ハ母ノ居宅ニ於テ之ヲ行フ但シ市町村長必要アリト認ムルトキハ居宅以外ノ場所ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得

前三項ニ定ムルモノ、外扶助ノ範圍、程度及方法ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 市町村長ハ扶助ヲ受クル母ニ對シ其ノ子ノ養育上必要ナル注意ヲ與フルコトヲ得

第八條 扶助ヲ受クル母又ハ其ノ子死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ埋葬ヲ行フ者ナキトキハ扶助ヲ爲シタル市町村長ニ於テ埋葬ヲ行フベシ

第九條 扶助ヲ受クル母及其ノ子ヲ保護スル爲必要ナル施設ノ設置、管理、廢止其ノ他施設ニ關シ必要ナル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

市町村又ハ私人前項ノ施設ヲ設ケントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第十條 扶助ヲ受クル母左ニ掲グル事由ノ一ニ該當スルトキハ市町村長ハ扶助ヲ爲サザルコトヲ得

一 本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依ル處分ニ從ハザルトキ

二 故ナク扶助ニ關スル調査ヲ拒ミタルトキ

三 第七條ノ規定ニ依ル市町村長ノ注意ニ從ハザルトキ

第十一條 救護法第十八條、第十九條及第二十一條乃至第二十五條ノ規定ハ扶助及埋葬ニ要スル費用、第五條ノ規定ニ依リ方面委員ガ職務ヲ行フ爲必要ナル費用竝ニ第九條ノ施設ノ費用ニ之ヲ準用ス

第十二條 救護法第二十六條乃至第二十七條ノ二ノ規定ハ扶助ニ要スル費用ニ、第二十八條ノ規定ハ扶助及埋葬ニ要スル費用ニ之ヲ準用ス但シ救護ヲ受クル者トアルハ扶助ヲ受クル母又ハ其ノ子トシ救護ヲ受ケタル者トアルハ扶助ヲ受ケタル母又ハ其ノ子トシ其ノ費用トアルハ其ノ者ノ爲ニ要シタル費用トス

第十三條 救護法第三十條及三十一條ノ規定ハ第九條ノ施設ニ之ヲ準用ス

第十四條 詐僞其ノ他不正ノ手段ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ受ケシメタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

#### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。